

○日本社会事業大学試験規程

平成 19 年 1 月 1 日

平成 19 年規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、日本社会事業大学学則（以下「学則」という。）第 34 条に基づき、学則に定めるもののほか、学部の試験に関し定めることを目的とする。

(試験の方法及び種類)

第 2 条 試験の方法は、筆記試験、レポート試験又は実技試験とする。ただし、平常の成績（授業での小試験の成績等をいう。）又は実習報告書の審査をもって、試験に代えることができる。

(受験資格)

第 3 条 次に該当する授業科目については、受験資格がないものとする。

- (1) 未登録の科目
- (2) 学費等の未納者の全科目
- (3) 出席が学則別表に定める単位数に係る学則第 9 条第 2 項により算出される時間数の 3 分の 2（実習は 5 分の 4）に満たない科目（ただし、担当教員が学長の承認を得て、学期の始めにこれら以上の時間数を示した場合は、それに出席が満たない科目）

(不正行為)

第 4 条 不正行為及びその予備行為は、厳禁する。

2 不正行為とは、次の行為をいう。

- (1) 不正ペーパーを使用すること。
- (2) 許可された物以外の物を使用すること。
- (3) のぞき見をすること。
- (4) 試験中に会話をすること。
- (5) レポート試験等で、不正な引用（要約も含む。）をすること。
- (6) レポート試験等で、オリジナルでないものをオリジナルであるかのように見せかけること。
- (7) 前各号の行為に類する行為をすること。

3 不正行為をした者には、その学期のすべての履修科目の単位を認定しない。

(筆記試験)

第 5 条 筆記試験については、担当教員の指示のとおりとする。

(レポート試験)

第 6 条 レポート試験については、担当教員の指示のとおりとする。

(再試験)

第 7 条 再試験は、次の第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する場合に実施する。ただし、

評価不能科目（履修時間不足・未受験等）及び演習、実習等の不合格科目は除く。

- (1) 社会福祉士国家試験指定科目に不合格科目がある者。
- (2) 2年次で進級要件に係わる3科目以内の不合格科目がある者。
- (3) 4年次で卒業要件（9月卒業を含む。）若しくは資格取得に係わる3科目以内の不合格科目がある者。

（再試験受験料）

第8条 再試験の受験料は、1科目2,000円とする。

（成績評価）

第9条 成績評価は、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）及びC（69～60点）を合格とし、D（59～0点）を不合格とする。

- 2 成績評価は、第2条第1項に定める試験の成績により評価する。ただし、第2条第1項に定める試験と平常の成績を合わせて、試験の成績とすることができる。
- 3 履修者の成績評価は、担当教員が、所定の様式により大学教務課に通知するものとする。

（成績評価に関する異議申し立て）

第10条 成績評価に関する異議申し立ては、本人が成績発表後所定の期日までに「成績に関する異議申立書」をもって大学教務課に申し出るものとする。なお、所定の期日以後の申し出及び本人以外の者の成績評価に関する申し出には応じない。

附 則

- 1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。ただし、平成19年3月31日までは、第12条第1項中「A」とあるのは「優」と、「B」とあるのは「良」と、「C」とあるのは「可」と、「D」とあるのは「不可」と読み替えるものとする。
- 2 日本社会事業大学試験に関する内規（昭和59年内規第2号）は、廃止する。
- 3 この改正規定は、平成20年4月17日から施行する。
- 4 この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項の成績評価の種類についての改正は、平成22年度入学生（編入学生については平成24年度入学生）から適用する。
- 5 この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。なお、附則第4項に規定する「第12条第1項」は「第9条第1項」と読み替えるものとする。
- 6 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。